ボランティアビューロー だより

被災地ボランティアから学ぶこと~近づいて思いやること

ボランティアグループ「サロンつるみ 10月の出会い」で東日本大震災の被災地に行かれたボランティアさん3人が現地での活動報告をしてくださいました。

5月末から12日間岩手県に行かれた女性、7月に5日間福島県に行かれたケアマネジャーさん、8月に8日間岩手県に行かれた中学校の先生…皆さん、新聞やテレビでの報道に「行くしかない」と、準備を整え現地入りした方でした。10月2日(日)はあいにく地域の運動会の日と重なり、サロンつるみに参加者は少なかったのですが、写真を交え、現地の悲惨な状況や世界中から集まったボランティアさんの活動の様子などを熱心に伝えてくださいました。

ボランティアを頼めることすら知らなかった方、逆にボランティアを元気づけるようにおどけて見せる優しさなど、テレビでは見えてこない被災者の状況や、高齢者や障がいのある方だけでなく、誰もが日頃からご近所とつながりを持っておくことの大切さ、自己完結のボランティアセンターの運営やニーズ把握のヒント、長期にわたる支援の必要性など多岐にわたるお話を聴くことができました。

活動報告

鶴見区ボランティアビューローにも、震災以降、被災地に行きたいというボランティアさんが16人登録に来られ、個人登録だけでも190人を超えました。

一人のボランティアさんは被災地での活動の直後に妊娠が分かりました。小さな卵は瓦礫を処理するお母さんのお腹の中でしっかりとしがみついていたのです。子どもたちが安心して暮らしていける未来のために、私たちも自分のできる範囲でできることを誰かのためにしようという気持ちをこれからも持ち続け、さまざまな形でこころとからだを動かしてみませんか?

平成23年12月3日(土)におもちゃ図書館「たんぽぽ」のクリスマス会が開催されました

今年はまずイオンリテール株式会社さんからのクリスマスプレゼントから始まりました。サンタさんからもらえるプレゼントは格別のうれしさです。みんなお行儀よく受け取ることができました。鶴見図書館から絵本の読み聞かせボランティアさんも来てくださいました。クリスマスにちなんだ絵本や、パネルシアターなどたくさんのお話を聴くことができて、楽しい時間でした。サンタさんは来年も来ることを約束してくださいました。皆さんお楽しみに~。

サンタさんからプレゼント

絵本の読み聞かせ

平成24年度のボランティア保険加入のご案内

この保険はボランティアの方が、活動中に事故にあってけがをしたり、対象者など第三者の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負ったりした場合に支払われる保険です。(補償内容の詳細についてはパンフレットをご覧ください。)補償期間は加入手続き完了日の翌日0時から平成25年4月1日0時までです。お問い合わせは鶴見区ボランティアビューローまで。

ボランティアに関するお問い合わせは

鶴見区ボランティアビューロー
●開館時間／午前9時~午後5時(日祝休館)
☎06-6913-7070 FAX06-6913-7676 ●担当／薮田

賛助会員を募集しています

鶴見区社会福祉協議会の事業は、補助金や共同募金配分金のほか、みなさまからの会費などにより成り立っています。

会員会費は安定した自主財源として、区社協、地域社協のより充実した事業に欠かせないものです。

どうぞ、事業にご賛同いただきご協力をお願いします。

年会費(4月~3月)

●個人 1口 1,000円
●法人 1口 10,000円

※口数に制限はありません。※年間を通じて受付をしています。

Tsurumiku Council of Social Welfare

鶴見区社協だより

2012年3月
第47号

【編集・発行】社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会
〒538-0051 鶴見区諸口5丁目浜6-12 鶴見区在宅サービスセンター内 ☎06-6913-7070 FAX06-6913-7676
http://www.tsurumi-kushakyo.or.jp/

地域包括支援センターからのお知らせ

暴力だけが虐待ではありません!

平成18年4月より高齢者虐待防止法が施行され、市区とともに地域包括支援センターが協働し対応しています。虐待とは、本人が安全に暮らす権利を奪われること。「権利擁護」の観点から判断することが大切です。

◆虐待の種類

身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為(拘束、薬による抑制を含む)
介護・世話の放任	介護の放棄・放任により、高齢者の生活環境や身体・精神状況が悪化すること。
心理的虐待	脅しや屈辱などの言語や威圧的な態度・無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
経済的虐待	高齢者の合意なしに財産や金銭を使用したり、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
性的虐待	高齢者との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為とその強要をすること。
自己放任・自虐	高齢者が生活上当然行うべき行為を行わないことにより、自己の心身の安全や健康が脅かされること。

支援する上で大切にしていることは…

大切なのは、誰から虐待を受けているのかではなく、本人の安全な生活が守られているかどうかです。

虐待を受けている高齢者の安全な生活を守るために、どう支援していくか検討が必要です。また、虐待する側の人たちも支援の必要がある場合が多く、要援護者であるととらえ、支援をしていきます。

一人の考えではなく、チームで対応について一緒に考え、支援をしていきます。不安な時はお気軽にご相談ください。

この記事に関するお問い合わせは☎06-6913-7512

お困りの時には…

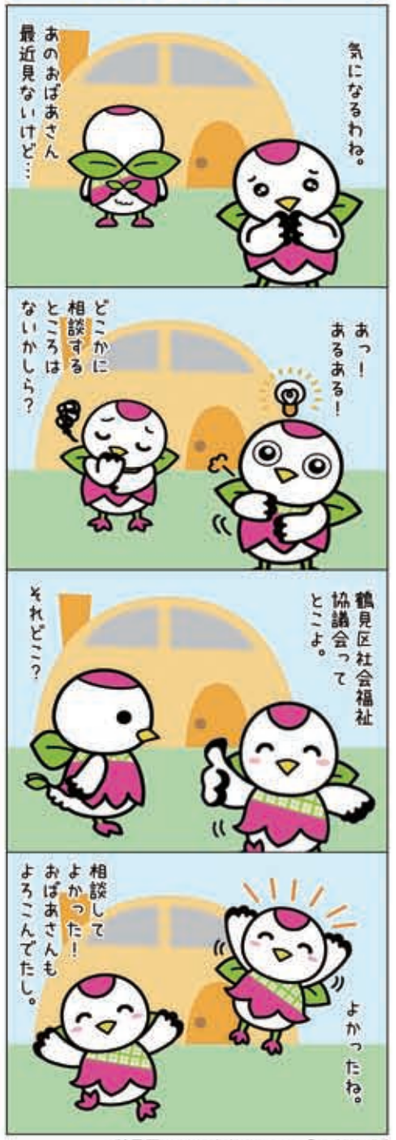

鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」

回覧														

区社協だよりは、一部共同募金配分金により作成しています。